

電気供給約款別紙（東京電力パワーグリッド株式会社管内）

実施要綱 東京 のむシリカ電力 スタンダードS

1. この実施要綱の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2. 料金計算方法

電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金

①基本料金は、3（契約種別、料金単価等）ニ（基本料金および電力量料金単価）(a)のとおりとします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

ただし、燃料費調整額の加減算につきましては、電気供給約款（東京のむシリカ電力 低圧）（以下「本約款」といいます。）別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を下回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引くこととし、本約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が94,200円を上回る場合は、本約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

また、①基本料金＋②電力量料金の合計が3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める最低月額料金を下回る場合には、同3（契約種別、料金単価等）ホ（最低月額料金）に定める計算方法が適用されます。

3. 契約種別、料金単価等

当契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、託送約款等の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまであって、次に該当するものに適用します。

契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとしたします。

ハ) 契約電流

- (a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
- (b) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ) 基本料金および電力量料金単価（税込）

- (a) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10A	308円63銭
契約電流15A	462円95銭
契約電流20A	617円27銭
契約電流30A	925円90銭
契約電流40A	1,234円53銭
契約電流50A	1,543円16銭
契約電流60A	1,851円80銭

(b) 電力量料金単価

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

～120kWh	29円50銭
120kWh～300kWh	36円04銭
300kWh～	40円09銭

ホ) 最低月額料金

ニ（基本料金および電力量料金単価）(a)および(b)によって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および本約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

1 契約につき	324円80銭
---------	---------

ヘ) その他

料金適用開始の日以降1年目の日までは、原則としてこの契約種別以外の契約種別に供給契約を変更することはできません。

附 則

1 実施期日

この実施要綱は、令和6年4月1日から実施いたします。